

三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金(以下「補助金」という。)は、県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化(以下「抑制等」という。)に係る設備機器及び抑制等を伴う水質保全機器(以下「抑制等設備機器」という。)を設置する経費の一部を助成することにより、県内の産業廃棄物の抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会を目指すことを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。)、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「排除要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この要領において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 2 この要領において、「県内排出事業者等」とは、次に掲げる各号の全てに該当する事業者(以下「県内排出事業者」という。)及び直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内排出事業者で構成される法人格を有する団体をいう。
- (1) 三重県産業廃棄物税条例(平成13年三重県条例第51号)第4条に規定する納税義務者
 - (2) 日本標準産業分類(平成21年3月23日総務省告示第175号)において、大分類C一鉱業・採石業・砂利採取業から大分類R一サービス業(他に分類されないもの)に分類される事業者
 - (3) 県内に事業所があり、かつ、抑制等設備機器を県内に設置する事業者
 - (4) (3)の事業所において自らの産業活動にともない産業廃棄物を排出する事業者
- 3 この要領において、「補助事業」とは、県内排出事業者が自ら排出する産業廃棄物の抑制等を目的として県内排出事業者等が抑制等設備機器を整備する事業のうち、三重県知事(以下「知事」という。)が必要かつ適当と認める事業をいう。
- 4 この要領において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(交付対象)

- 第4条 補助金は、補助事業に必要な経費で、別表の「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(以下「補助対象経費」という。)の一部について交付する。
- 2 補助金は、知事が特に必要と認める場合を除き、下記により予算の範囲内で交付するものとする。
- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)に該当する県内排出事業者等
補助対象経費の2分の1以内でかつ百万円以上二千万円以下の額
 - (2) 中小企業者以外の県内排出事業者等
補助対象経費の4分の1以内でかつ百万円以上二千万円以下の額

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする県内排出事業者等(以下「申請者」という。)は、県による内容の確認を受けたいうで、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実施計画書(第1号様式)及び知事が必要と認める書類(以下「計画書等」という。)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(県警本部への確認)

第6条 知事は、申請者又は役員等(排除要綱に定める役員等。以下同じ。)が排除要綱別表に掲げる

一に該当する者か否かを三重県警察本部に対して確認を行うものとする。

(補助金の不交付)

第7条 知事は、申請者又はその役員等、排除要綱別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わないものとする。

(補助金の交付の内定)

第8条 知事は、計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する内定をするにあたり、三重県産業廃棄物抑制等事業予備審査委員会(以下「予備審査委員会」という。)の意見を聴くものとする。

4 予備審査委員会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

(内定の通知)

第9条 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 前条の規定による補助金の交付の内定を受けた申請者は、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付申請書(第2号様式)を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書等の取下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第13条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更の承認を受けようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備計画変更承認並びに補助金変更交付申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 規則第5条第1項第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる各号以外の変更とする。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 各区分における補助事業に要する経費又は補助金を20%を越えて変更する場合

(3) 補助金申請額の合計を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、規則第5条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときには、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、規則第5条第1項第4号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、ただちに三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備計画遅延等報告書(第5号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月15日までに三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備状況報告書(以下「状況報告書」という。)(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず知事が必要と認める場合には、補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める日までに、状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助事業の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了した日から15日以内に三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実績報告書(以下「実績報告書」という。)(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(不当介入に対する措置)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に当たって暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 知事に報告を行うこと。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- 2 知事は、補助事業者が前項の義務を怠ったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- 3 第15条の規定は、不当介入を受けたことにより補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合に準用する。

(補助金の交付)

第19条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金概算(精算)払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(抑制等の促進)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の抑制等を促進しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の抑制等の状況を記載した三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備経過報告書(以下「経過報告書」という。)(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 4 補助事業者は、経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果

的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、要綱第2条に定める期間を経過する以前に財産を補助金等の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備財産処分承認申請書(第10号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成15年4月22日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成19年7月3日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成20年8月25日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成22年4月8日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成24年8月8日から施行し、平成24年8月8日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和元年8月29日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置、 工具器具費	機械装置、工具器具の製造、購入等に要する費用
設置工事費	機械装置、工具器具の運搬、据付、試運転、保守等に要する費用
原材料費	原材料、資材の購入に要する費用、燃料費
外注加工費	部材等の外注加工等に要する費用
委託費	設計委託費、検査分析・試験等委託費、コンサルティング費用

(注) 補助対象となるのは、補助金交付決定日より前に発注、購入したもの、もしくは支払いを行ったものなど、いわゆる事前着手をしていない経費に限る。

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実施計画書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者職氏名

担当者連絡先 住所・所在地

TEL

FAX

E-mail

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付を受けたいので、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付要領第5条の規定により、次の関係書類を添えて提出します。

記

1 事業計画名

2 設備機器整備（補助事業）に要する経費

- (1) 補助対象経費の総額 円
※資金支出計画「補助対象経費」の「合計」
- (2) 補助金要望額 円
※資金支出計画「補助金要望額」の「合計」

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 経営状況表
- 3 資金支出計画明細書
- 4 最近2年間の財務諸表
(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、利益処分計算書等)
- 5 法人にあつては定款及び登記簿謄本、個人にあつては住民票抄本
- 6 すべての県税（自動車税を含む）について滞納の無いことの証明書（県税事務所発行のもの）
- 7 消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明
(税務署発行のもので、様式その3「未納税額がない証明用」)
- 8 抑制等設備機器の能力等を証明する第三者機関の証明書
- 9 抑制等設備機器の見積書
- 10 最近1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）写し
- 11 抑制等設備機器の設置場所を示した地図
- 12 法人にあつては役員等に関する報告（別紙1）
- 13 その他知事が必要と認める事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

事業計画書

1 事業計画名

2 企業の概要						
名称						
住所・所在地				TEL FAX		
会社設立(開業)時期	(和暦) 年 (西暦) 年	資本金 又は 出資金	円	従業員数 (常時雇用者数)	人	
業種						
業務内容 (例えば、主要製品など、分かりやすく記入してください。)						

3 抑制等を行う産業廃棄物及び抑制等設備機器の概要
(1) 自社の環境方針
(2) 抑制等を行う産業廃棄物の種類と処理の現状
(3) 抑制等を行う産業廃棄物の処理における課題
(4) 環境方針における本設備機器整備の位置づけ

(5) 抑制等設備機器を必要とする理由

(課題解決のためにとるべき方法、そのために当該抑制等設備機器の導入が必要となる理由、導入の緊急性等)

(6) 設備機器導入の費用対効果試算

(イニシャル・ランニングコスト等すべての産業廃棄物処理にかかる費用を含んで試算してください)

(7) 他方式設備との比較検討結果 (導入設備の選定理由)

(8) 設備機器整備前と整備後の工程図 (フロー図等で比較)

(9) 抑制等設備機器の区分

(10) 抑制等設備機器の仕様及び能力 (第三者機関の証明が必要)

(11) 抑制等設備機器の設置場所

(12) 抑制等設備機器の価格及び整備に要する費用 (抑制等設備機器の見積書が必要)

(1 3) 抑制等を行う産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(A) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っている
産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(a) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っていない
産業廃棄物の種類及び種類ごとの処理方法

- ・種類
- ・処理方法

(1 4) 抑制等を行う産業廃棄物のうち、抑制等設備機器の整備後も引き続き発生が見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(B) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(b) 種類

排出量 t

(1 5) 抑制等設備機器の整備により、新たに発生すると見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(C) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(c) 種類

排出量 t

(1 6) 抑制等設備機器の整備による産業廃棄物の削減率

$((A) \text{ の合計} - (B) \text{ の合計} - (C) \text{ の合計}) / ((A) \text{ の合計})$

$((a) \text{ の合計} - (b) \text{ の合計} - (c) \text{ の合計}) / ((a) \text{ の合計})$

4 抑制等設備機器整備に係る資金計画

(1) 資金調達計画

調達区分	金額	調達予定先	備考
補助金	円		
自己資金			
借入金			
その他			
合計			

(2) 資金支出計画

経費区分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b)(\leq (a))	補助金要望額 (千円未満切り捨て) (c)(\leq (b) \times 1/2 また は 1/4)	備考
機械装置、 工具機具費	円	円	円	
設置工事費				
原材料費				
外注加工費				
委託費				
合計				

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

担当者職氏名

担当者連絡先 住所・所在地

TEL

FAX

E-mail

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付を受けたいので、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画名
- 2 設備機器整備（補助事業）に要する経費
 - (1) 補助対象経費の総額 円
※資金支出計画「補助対象経費」の「合計」
 - (2) 補助金申請額 円
※資金支出計画「補助金申請額」の「合計」

関係書類（4～12については、事業計画書の提出時から変更等がない場合は提出不要）

- 1 事業計画書
- 2 経営状況表
- 3 資金支出計画明細書
- 4 最近2年間の財務諸表
(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、利益処分計算書等)
- 5 法人にあつては定款及び登記簿謄本、個人にあつては住民票抄本
- 6 すべての県税（自動車税を含む）について滞納の無いことの証明書（県税事務所発行のもの）
- 7 消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明
(税務署発行のもので、様式その3「未納税額がない証明用」)
- 8 抑制等設備機器の能力等を証明する第三者機関の証明書
- 9 抑制等設備機器の見積書
- 10 最近1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）写し
- 11 抑制等設備機器の設置場所を示した地図
- 12 法人にあつては役員等に関する報告（別紙1）
- 13 その他知事が必要と認める事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

申請者が個人の場合、申請者欄に申請者に関する事項（申請者氏名のよみがな、生年月日、性別）を記載すること。

事業計画書

1 事業計画名

2 企業の概要						
名称						
住所・所在地				TEL FAX		
会社設立(開業)時期	(和暦) 年 (西暦)	資本金 又は 出資金	円	従業員数 (常時雇用者数)	人	
業種						
業務内容 (例えば、主要製品など、分かりやすく記入してください。)						

3 抑制等を行う産業廃棄物及び抑制等設備機器の概要
(1) 自社の環境方針
(2) 抑制等を行う産業廃棄物の種類と処理の現状
(3) 抑制等を行う産業廃棄物の処理における課題
(4) 環境方針における本設備機器整備の位置づけ

(5) 抑制等設備機器を必要とする理由

(課題解決のためにとるべき方法、そのために当該抑制等設備機器の導入が必要となる理由、導入の緊急性等)

(6) 設備機器導入の費用対効果試算

(イニシャル・ランニングコスト等すべての産業廃棄物処理にかかる費用を含んで試算してください)

(7) 他方式設備との比較検討結果 (導入設備の選定理由)

(8) 設備機器整備前と整備後の工程図 (フロー図等で比較)

(9) 抑制等設備機器の区分

(10) 抑制等設備機器の仕様及び能力 (第三者機関の証明が必要)

(11) 抑制等設備機器の設置場所

(12) 抑制等設備機器の価格及び整備に要する費用 (抑制等設備機器の見積書が必要)

(1 3) 抑制等を行う産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(A) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っている
産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(a) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っていない
産業廃棄物の種類及び種類ごとの処理方法

- ・種類
- ・処理方法

(1 4) 抑制等を行う産業廃棄物のうち、抑制等設備機器の整備後も引き続き発生が見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(B) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(b) 種類

排出量 t

(1 5) 抑制等設備機器の整備により、新たに発生すると見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(C) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(c) 種類

排出量 t

(1 6) 抑制等設備機器の整備による産業廃棄物の削減率

((A) の合計 - (B) の合計 - (C) の合計) / ((A) の合計)

((a) の合計 - (b) の合計 - (c) の合計) / ((a) の合計)

4 抑制等設備機器整備に係る資金計画

(1) 資金調達計画

調達区分	金額	調達先	備考
補助金	円		
自己資金			
借入金			
その他			
合計			

(2) 資金支出計画

経費区分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b)(\leq (a))	補助金申請額 (千円未満切り捨て) (c)(\leq (b) \times 1/2 また は 1/4)	備考
機械装置、 工具機具費	円	円	円	
設置工事費				
原材料費				
外注加工費				
委託費				
合計				

5 抑制等設備機器整備工程

整備内容	日付	備考
	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実施計画変更承認
並びに補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地
TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定がありました令和 年度三重
県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、三重県補
助金等交付規則第5条の規定により申請します。

なお、併せて補助金 円（変更前 円）の変更交付を受けたいので、三重
県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 事業計画名

2 設備機器整備（補助事業）に要する経費

- (1) 補助対象経費の総額 円（変更前 円）
※資金支出計画「補助対象経費」の「合計」
- (2) 補助金申請額 円（変更前 円）
※資金支出計画「補助金申請額」の「合計」

関係書類

1 変更の理由

※変更の理由については、できる限り詳細に記入すること。

2 事業変更計画書

3 資金支出変更計画明細書

※2, 3は変更前と変更後を比較対象できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に
記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【 変更の理由 】

変更計画書

1 事業計画名

2 企業の概要						
名称						
住所・所在地				TEL FAX		
会社設立(開業)時期	(和暦) 年 (西暦) 年	資本金 又は 出資金	円	従業員数 (常時雇用者数)	人	
業種						
業務内容 (例えば、主要製品など、分かりやすく記入してください。)						

3 抑制等を行う産業廃棄物及び抑制等設備機器の概要
(1) 自社の環境方針
(2) 抑制等を行う産業廃棄物の種類と処理の現状
(3) 抑制等を行う産業廃棄物の処理における課題
(4) 環境方針における本設備機器整備の位置づけ

(5) 抑制等設備機器を必要とする理由

(課題解決のためにとるべき方法、そのために当該抑制等設備機器の導入が必要となる理由、導入の緊急性等)

(6) 設備機器導入の費用対効果試算

(イニシャル・ランニングコスト等すべての産業廃棄物処理にかかる費用を含んで試算してください)

(7) 他方式設備との比較検討結果 (導入設備の選定理由)

(8) 設備機器整備前と整備後の工程図 (フロー図等で比較)

(9) 抑制等設備機器の区分

(10) 抑制等設備機器の仕様及び能力 (第三者機関の証明が必要)

(11) 抑制等設備機器の設置場所

(12) 抑制等設備機器の価格及び整備に要する費用 (抑制等設備機器の見積書が必要)

(1 3) 抑制等を行う産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(A) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っている
産業廃棄物の種類及び種類ごとの現在の年間排出量 (トン)

(a) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物の内、マニフェストによる管理を行っていない
産業廃棄物の種類及び種類ごとの処理方法

- ・種類
- ・処理方法

(1 4) 抑制等を行う産業廃棄物のうち、抑制等設備機器の整備後も引き続き発生が見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(B) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(b) 種類

排出量 t

(1 5) 抑制等設備機器の整備により、新たに発生すると見込まれる産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(C) 種類

排出量 t

※上記の産業廃棄物のうち、マニフェストによる管理が見込まれる
産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)

(c) 種類

排出量 t

(1 6) 抑制等設備機器の整備による産業廃棄物の削減率

$((A) \text{ の合計} - (B) \text{ の合計} - (C) \text{ の合計}) / ((A) \text{ の合計})$

$((a) \text{ の合計} - (b) \text{ の合計} - (c) \text{ の合計}) / ((a) \text{ の合計})$

4 抑制等設備機器整備に係る資金計画

(1) 資金調達計画

調達区分	金額	調達先	備考
補助金	円 ()	()	()
自己資金	()	()	()
借入金	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	()

() には変更前の内容を記載すること。

(2) 資金支出計画

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b)(\leq (a))	補助金申請額 (千円未満切り捨て) (c)(\leq (b) \times 1/2 また は 1/4)	備考
機械装置、 工具機具費	円 ()	円 ()	円 ()	()
設置工事費	()	()	()	()
原材料費	()	()	()	()
外注加工費	()	()	()	()
委託費	()	()	()	()
合計	()	()	()	()

() 内には変更前の内容を記載すること。

5 抑制等設備機器整備工程

整備内容	日付	備考
	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	

	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

() 内には変更前の内容を記載すること。

第4号様式（第14条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申請者 住所・所在地〔〒 — 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地

TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付の決定がありました令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、三重県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

関係書類

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 添付資料

（注）

中止（廃止）の理由については、できる限り詳細に記入すること。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【中止（廃止）の理由】

第5号様式（第15条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備計画遅延等報告書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名 印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地
TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備について、三重県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容
- 4 遅延等の理由
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の見込み

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第6号様式（第16条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備状況報告書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地
TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備について、三重県補助金等交付規則第10条の規定により、その状況を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 遂行状況調書
- 2 添付資料

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

遂行状況調書

令和 年 月 日現在

経費区分	事業計画		遂行状況			備考	
	補助事業に 要する経費	補助金額	年 月 日までに完了した分		事業完了 予定 年月日		
			事業開始 年月日	補助事業に要する経費			
				出来高			進捗率
	円	円		円	%		

第7号様式（第17条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備実績報告書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地
TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備について、三重県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書
- 2 その他知事が必要と認める書類
- 3 資金支出実績明細書

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

成績書

1 事業計画名

2 企業名・所在地	
名称	
住所・所在地	

3 抑制等を行った産業廃棄物及び整備した抑制等設備機器の概要	
(1) 抑制等設備機器の区分	
(2) 抑制等設備機器の仕様及び能力	
(3) 抑制等設備機器の設置場所	
(4) 抑制等を行った産業廃棄物の種類及び種類ごとの抑制等を行う前の現在の年間排出量(トン)	
(A) 種類	
排出量	t
(5) 抑制等を行った産業廃棄物のうち、抑制等設備機器設置後も引き続き発生する産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量(トン)	
(B) 種類	
排出量	t
(6) 抑制等設備機器の整備により、新たに発生した産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量(トン)	
(C) 種類	
排出量	t
(7) 抑制等設備機器の整備による産業廃棄物の削減率 ((A)の合計 - (B)の合計 - (C)の合計) / ((A)の合計)	
(8) 抑制等設備機器の価格及び整備に要した費用	

4 抑制等設備機器整備に係る資金実績

(1) 資金調達実績

調達区分	金額	調達先	備考
補助金	円		
自己資金			
借入金			
その他			
合計			

(2) 資金支出実績

経費区分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b)(\leq (a))	補助金額 (千円未満切り捨て) (c)(\leq (b) \times 1/2 また は 1/4)	備考
機械装置、 工具器具費	円	円	円	
設置工事費				
原材料費				
外注加工費				
委託費				
合計				

5 抑制等設備機器整備工程

整備内容	日付	備考
	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	

第8号様式（第19条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金概算（精算）払請求書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地

TEL
FAX
E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備について、三重県補助金等交付規則第15条の規定により、金 円を概算（精算）払により交付されたく請求します。

関係書類

- 1 概算（精算）払調書
- 2 添付資料（振込先）

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

概算（精算）払調書

令和 年 月 日現在

経費区分	補助事業に要する経費	補助金額	既受領額		今回請求額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	円	%		

第9号様式（第20条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備経過報告書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称
代表者職氏名

印

担当者職氏名
担当者連絡先 住所・所在地

TEL

FAX

E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備について、三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金交付要領第20条の規定により、その経過を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 経過調書
- 2 その他知事が必要と認める書類

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

経 過 調 書

1	事業計画名
---	-------

2 企業名・所在地	
名 称	
住所・所在地	

3	<p>整備した抑制等設備機器及び抑制等を行った産業廃棄物の概要</p> <p>(1) 抑制等設備機器の区分</p> <p>(2) 抑制等設備機器の仕様及び能力</p> <p>(3) 抑制等設備機器の設置場所</p> <p>(4) 抑制等設備機器の稼働状況</p> <p>(5) 産業廃棄物の削減状況</p> <p>(A) 調査対象年度における抑制等を行った産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間発生量 (トン) ※設備機器整備をしなかった場合の見なしの発生量</p> <p style="margin-left: 20px;">(A) 種類 発生量 t</p> <p>(B) 設備機器整備以外の理由により発生した有償物量 (自社内での再利用等を含む) (トン)</p> <p style="margin-left: 20px;">(B) 種類 有償物量 t</p> <p>(C) 調査対象年度における抑制等を行った産業廃棄物の種類及び種類ごとの年間排出量 (トン)</p> <p style="margin-left: 20px;">(C) = ((A) - (B))</p> <p style="margin-left: 20px;">種類 排出量 t</p> <p>(D) 調査対象年度における抑制等を行った産業廃棄物のうち、設備機器整備事業の実施後も引き続き発生する年間排出量 (トン)</p> <p style="margin-left: 20px;">(D) 種類 排出量 t</p> <p>(E) 削減量 ((C) - (D)) 及び、そのうち設備機器整備事業以外の理由により削減 (減量化、再利用) 可能となった量 (トン)</p> <p style="margin-left: 20px;">(E) 削減量 t (うち、設備機器整備以外の理由により削減可能となった量 t)</p>
---	--

第 10 号様式（第 2 1 条関係）

令和 年度三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備財産処分承認申請書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

申請者 住所・所在地〔〒 ー 〕

氏名又は名称

代表者職氏名

印

担当者職氏名

担当者連絡先 住所・所在地

TEL

FAX

E-mail

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金の交付の決定がありました三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備に係る財産を処分したいので、三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金交付要領第 2 1 条の規定により申請します。

記

- 1 財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。